

## 決議 政府は国立大学教職員給与削減・運営費交付金減額の圧力をやめよ

「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」が、2月29日、議員立法によって成立した。これを受けて、3月6日、総務省は「独立行政法人における役職員の給与の見直しについて」と題する通達を発した。それは、各省庁に対して、管轄下の独立行政法人について、「法人の業務や運営のあり方等その性格に鑑み、法人の自律的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、各独立行政法人の役職員の給与について必要な措置を講ずるよう要請された」との閣議決定の趣旨に添った対応を促すものであった。文科省は3月8日付で、各国立大学法人等に対して「法人の自律的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、貴法人の役職員の給与について必要な措置を講ずるよう要請いたします」との文書を発した。

政府は、5月11日の閣僚懇談会において、国立大学法人・独立行政法人に対し、給与削減に向けた労使交渉を急ぐよう要請する方針を確認し、国家公務員の給与削減と同等の額を運営費交付金から減額するとした。安住財務大臣は会見で、(運営費交付金の予算補正は)国立大学3百億円、独立行政法人3百億円、特殊法人百億円の減額になると述べた。文科省は、5月14日に各法人に対して「民主党・行政改革調査会からの資料要求に係る再調査依頼について」との文書を発して、給与改定済かどうか、労使交渉中の場合、終了時期のメド等の提出を求めた。

その結果、特に5月以降、各国立大学で給与引き下げの動きが急加速した。すなわち、補正予算が成立してからでは削減幅が大きくなりすぎて対応できないので緊急に給与改定をするとの趣旨で、憲法・労働法令の定めにしたがった手続きで就業規則が不利益変更される事例が相次いでいる。

労働法規に基づき法人との契約により定まる国立大学・研究機関等の教職員の給与について、その引き下げを政府が求めることは不当な干渉であり、法人化後の運営費交付金削減・「効率化」圧力の下で国立大学等が人件費削減を重ねて削減目標を超過達成している現状にてらしても、教職員への影響は極めて深刻である。また、団体交渉における誠実な交渉や過半数代表者の選出・意見添付等、労働法規に定められた手続きを、少なくない法人が適正に行わないという事態を惹起したことは、今後の日本の労使関係に重大な否定的前例となるものである。その点で、法的手続を無視してでも政府方針を拙速に具体化した一部大学経営陣の責任も重く、大学自治の原点に立ち返って運営を立て直すことが求められる。

一方、運営費交付金は人件費と物件費の内訳がなく、教育・研究の基盤的経費をなしている。従って、運営費交付金の削減は、教職員の給与問題にとどまらず、国立大学・研究機関の教育・研究・診療条件の根幹に関わる問題である。しかも年度途中で補正予算で削減を強行するという今回の方針は、教育研究計画の遂行を著しく妨げ、法人の中期目標・計画、年度計画の実施をも政府自ら否定するものである。これは、国立大学法人法制定において参議院附帯決議にも明記された、憲法第23条で保障される学問の自由、大学自治の侵害でもある。

以上のことから、日本科学者会議は、国立大学、研究機関等に対して政府が強行している、給与削減の事実上の要求および運営費交付金の削減方針を直ちに撤回すること、教育研究診療の基盤的経費・教職員給与の財源である運営費交付金を今後とも維持し、むしろ増額に転ずることを求める。

2012年7月1日

日本科学者会議常任幹事会